

再犯防止推進法(H28.12成立)

国・地方公共団体・民間の三者が密に連携し、
受刑者・少年院在院者・保護観察対象者だけでなく、
起訴猶予となった者や刑期を終了した者等を含む
犯罪や非行をした人に対し、「息の長い」支援を行います。

様々な生きづらさを抱える対象者

仕事がない者

居場所がない者

高齢者・障害者

薬物依存者

警察・検察

不起訴・執行猶予となった者など

これまでの再犯防止対策の主な範囲

矯正施設

保護観察所

保護観察処分・保護観察付執行猶予の言渡しを受けた者

受刑者・少年院在院者

満期釈放となる者

仮釈放・仮退院となる者

協力雇用主
・企業

福祉施設

住宅

教育

保健・医療
機関

刑期等を満了

地域社会の支援

犯罪や非行からの早期の立ち直りに向け、地域社会の中で継続的に支援を受けながら生活

仕事や地域活動の担い手となり、地域社会を支える人材へ